令和5年(行ツ)第55号 選挙無効請求事件 令和5年10月12日 第一小法廷判決

主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹、同三竿径彦の上告理由について

論旨は、令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙(以下「本件選挙」という。)に関し、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は憲法43条1項に違反する、また、本件選挙と同日に行われた参議院の選挙区選出議員の選挙は同法が定める定数配分規定が憲法に違反するため無効であるから、本件選挙も無効であるなどという。

しかしながら、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について特定 枠制度を定める公職選挙法の規定が憲法43条1項等に違反するものではないこと は、最高裁平成11年(行ツ)第8号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8 号1577頁及び最高裁平成15年(行ツ)第15号同16年1月14日大法廷判 決・民集58巻1号1頁の判示するところであるか、又はその趣旨に徴して明らか である。また、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙の無効を求める 訴訟において選挙区選出議員の選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることができ ないことは、前掲平成11年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである(以上につ き、最高裁令和2年(行ツ)第79号同年10月23日第二小法廷判決・裁判集民 事264号267頁参照)。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨はいずれも 採用することができない。

その余の上告理由は、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも

該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 山口 厚 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堺 徹)